

第64号議案

愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、別紙のとおり関係市町と協議の上、愛媛県市町総合事務組合の規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和5年12月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が、組合規約別表第2第4項に規定する事務の構成団体から脱退することにより、組合規約を変更するため。

愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について(協議)

令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり定めるものとする。

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約(案)

愛媛県市町総合事務組合同規約(平成17年4月1日愛媛県指令17市第9号許可)の一部を次のように改正する。

別表第2第4項の構成団体の欄中「大洲市」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

愛媛県市町総合事務組合同規約 新旧対照表

現 行		改 正 案	
本則 略		本則 略	
別表第1 略		別表第1 略	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
組合の共同処理する事務		組合の共同処理する事務	
共同処理する事務	構成団体	共同処理する事務	構成団体
1～3 略		1～3 略	
4 日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務	大洲市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町	4 日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務	上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町
5、6 略		5、6 略	
以下 略		以下 略	